

令和7年度事業計画案

1. 相続登記促進事業

令和3年民事基本法の改正には、空き家・所有者不明土地問題解消のため多くの施策が盛り込まれた。相続登記申請義務化はその予防策の一つである。同改正法は令和8年に住所変更登記申請義務化部分など完全施行を迎える。引き続き、以下を中心とした相続登記促進のための事業を行っていきたい。

- (1) セミナー・相談会を多数開催する
- (2) 広報活動によって相続登記申請義務化を市民へ浸透させる
- (3) 行政機関と連携し相続登記は司法書士への流れを強固にする
- (4) 会員研修を通して更なる知識の定着とアップデートを図る
- (5) 関連団体と連携し市民や行政機関の需要を拾う

2. 空き家・所有者不明土地問題

- (1) 行政機関との連携事業の促進

令和6年度までに県内27市町と空き家協定を締結するに至った。引き続き未締結市町への働きかけを行っていく。先行する市町と協定活用例を集積し、未締結市町へ協定締結のメリットをアピールする。

- (2) 空き家・所有者不明土地問題解決のサポート

セミナーや相談会開催を通して、予防策としての相続登記の重要性、遺言の作成推奨、相続土地国庫帰属制度の利用等を市民に周知していく。関係士業と連携し空き家問題等の解決に取り組む。

3. 司法書士法改正に向けて

司法書士法（昭和25年法律第197号）は令和7年に75周年を迎える。

司法書士の歴史は司法職務定制（明治5年太政官無号達）の代書人から始まり、大正8年に自らを規律する司法書士法（旧司法書士法）が制定された。大正期になって、ようやく、司法代書人から司法書士になつたのである。現在の司法書士法は大正期の司法書士法を全面改正したものが土台となり、以降7回の一部改正を経て現在に至っている。直近の

改正は、使命規定の新設、懲戒規定・法人規定の改正がなされた令和元年の一部改正であった（日本司法書士会連合会ホームページより）。

それから7年。75年間で7回の改正ということは約10年に1度の改正という頻度である。次期改正に向けて議論を始めなければならない時機と言えよう。司法書士は、市民・社会の需要に応え、社会課題の解決に取り組むことで、時に司法書士不要論という逆風に晒されながらも、常に時代の変化に対応するため自ら変化を求めてきた。その歴史の連續があったからこそ、今があるのである。

平成23年にまとめられた司法書士法改正大綱の中で、令和元年改正によっても実現できなかった項目がいくつかある。よって、司法書士法改正の議論は実現できなかった項目についての議論になりがちである。

しかし、単に改正大綱で実現しなかった項目の実現を目指すのではなく、法改正の名宛人は誰なのか、今一度基本から考えることを始めるべきである。なにしろ、10年前と比して人の価値観や社会事情が変化しているのに、司法書士法改正大綱だけ当時のままで法改正を求めるなど、時代のニーズからはずれているとの指摘を受けないだろうか。

司法書士法は現場の法律家である司法書士を規律する法律である。改正に向けての議論は利用者である市民が何を求めているのか、日常の現場から始めるべきである。

4. “緩やかな縮小” という会の在り方

令和6年度の事業計画案でも同趣旨のことを述べた。令和7年度は“緩やかな縮小”をテーマに取り組みたい。

静岡県司法書士会は、昭和25年の司法書士法以降一貫して会員数が増加し平成30年に最大500名を数えるまでになったが、その後は入会者が減少し、廃業・死亡による退会者数に変化がないことから、令和元年から会員数は減少となった。特に若手の司法書士会員の減少が顕著で、この傾向は大きな社会情勢の変化がない限り長期的なトレンドとして捉える必要がある。会員数の減少＝会費収入の減少であるから、10年後の司法書士会が現在と比して同程度の事業を展開できているとは思えない。

司法書士会は、会員数が増加した時代、多くの事業を行って利用者である市民の信頼を得られたことは大いに評価したい。今に繋がる司法書士への信頼の土台となっている。しかし、会員減少時代が現実のものと

なり拡大期の司法書士会のままではいられない。10年後を見越し、今後の会の運営は“緩やかな縮小”を意識したものにしていく。

予算規模の縮小と会務の担い手の減少が同時並行的に進行することが予想される。小型化していく会の規模に相応な事業数・事業規模にしていく必要がある。よって、現行事業の選択と集中、縮小と整理を検討していく。

一方で、司法書士制度維持のため一定の事業は行っていかなければならない。今回の相続登記申請義務化のように、司法書士及び司法書士会が社会課題解決の担い手としての役割を求められることもあるだろう。制度存続のために会務の担い手を増やしていかなければならない。

そこで、既存の会員が広く薄く会務を分担できるように、特定の会員に集中しがちな会務の在り方を、担いやすい会務・負担の少ない会務について検討し、改める。また、役員等のなり手不足解消の一助として、会の事業執行に重い責任を負う役員等については、手当額など待遇面の改善を検討したい。さらに、将来の担い手確保を目指し、司法書士試験受験者を増やすための事業を試みていく。

《総務部》

1. 会則・諸規則の整備

当会が定める会則・規則・規程類について、法改正等に合わせ、隨時見直しを行う。また、改正されたものについては、迅速に会員に案内することとする。

2. 司法書士会館の管理及び設備の更新

修繕計画に則り、また、緊急的必要に応じて、司法書士会館の修繕を計画的にまたは隨時行っていく。会館竣工後20年が経過し、想定外の修繕箇所が増えつつあるので、日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。

中長期的な修繕のための資金の確保について、修繕計画を隨時見直しながら検証していく。

3. 改正犯収法による取引時確認事項及び特別事件報告制度の整理並びに静岡県司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程の改正

令和6年4月1日改正犯収法施行後に司法書士に求められる本人確認その他取引時確認事項及び特別事件報告について、論点を改めて整理、情報収集し、会員が同法を遵守して業務を行うことができるよう周知を図り速やかな情報伝達を行う。また、前記犯収法その他関係法令の改正を反映させた静岡県司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程の改正を行う。

4. 役員の予選、事前投票方法の環境整備

令和6年度に実施した電子投票の結果や動作状況等を検証し、今後の役員改選における円滑な予選実施及び役員の引継ぎが可能となるよう、必要に応じて関連規定の改正を行う等、より良い投票環境の整備を図る。

5. 会員の会務への参加促進

従前から会務促進委員会で検討されてきた議論や提言を踏まえ、会務参加に関する会員全体へのアンケート実施を試みる。これにより委員会活動等に参加しやすくなるような枠組み作りを考える。

6. 災害への備えと危機管理体制の整備

この数年来、特に豪風雨水災害等が頻発している状況及び南海トラフ地震への備えが啓発されている状況等も踏まえ、災害が発生した際の会員の安否確認や被災者への法的支援等がスムーズに行えるよう、平常時から準備する。他士業や行政等との情報交換や連携に努め、併せて災害備蓄品の管理も行っていく。

7. C O M P A S S の大規模改修及びその利用促進とW E B会議システムの活用

現行C O M P A S S の運用開始から8年が経過し、特にセキュリティ面での安全性が危惧されていることから、本年度より、その利便性を維持しながらC O M P A S S の大規模な改修に着手する。

事務局職員の負担軽減及び事務の省力化、コスト削減及び情報提供の即時性を重視し、C O M P A S S やW E B会議システムの更なる利用促進を図る。

- (1) C O M P A S S の大規模改修及び随時改良
- (2) C O M P A S S の利用促進

(3) WEB会議システムを活用し、研修会開催や委員会等会議開催の利便性や即応性の確保に努める。

8. 書庫整理

書庫保管資料の整理を行うとともに資料等のデジタル化に取り組む。

9. 会員の登録に関する事項

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

10. 事務局の雇用・就労環境の整備

就業規則の改正及びその他雇用に関する諸規程の改正並びに整備等を行い、本会事務局職員のより良い雇用・就労環境づくりをはかる。

11. 業務賠償責任保険の維持・管理

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

12. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

《経理部》

1. 令和7年度の一般会計及び特別会計（退職基金特別会計、会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計及び財務安定化基金特別会計）の収支予算案の狙い

(1) 一般会計の予算編成の方向性

相続登記促進事業に力を入れ、思い切った積極予算を編成した令和5年度、令和6年度に比し、将来の会員数減少を見据え、少しづつ支出を削減する方向へと舵を切る。

(2) 相続登記促進事業、空き家・所有者不明土地問題解消事業

令和5年度、令和6年度に引き続き、相続登記促進事業、空き家・所有者不明土地問題解消事業に重点を置き、総務部事業費に相続登記促進対策本部の予算を計上する。

(3) 特別会計の積立額の見直し

毎年一定額を積み増ししてきた財務安定化基金特別会計について

令和7年度は一般会計からの繰り入れを停止する。

2. 一般会計及び特別会計の適正な収入の確認と管理

(1) 一般会計の収入に関する補足説明

令和7年4月1日現在における当会所属会員数（法人会員を除く）は475名、法人会員数は33法人であり、この数字を基に收支予算案を作成している。

会費納入について、これまで振替日の前にCOMPASS及びFAXで案内をしてきたが、次年度からはCOMPASSによる案内のみとするのでご留意いただきたい。

(2) 退職基金特別会計の収入に関する補足説明

事務局職員の昇給を見込み退職金増加額を算出して積み立てるため、その分を増額する。

(3) 財務安定化基金特別会計の収入に関する補足説明

財務安定化基金特別会計について、現在5093万1000円の繰越金があること、毎年約300万円の会費収入があることを踏まえ、令和7年度は一般会計からの繰り入れを停止する。

3. 一般会計（部会・委員会等の各事業費、各管理費）及び特別会計の適正な執行状況の把握

(1) 一般会計の事業費支出に関する補足説明

①会員福利厚生費

外部団体との交流を図るため、賀詞交歓会開催費用として157万円を計上する。

②総務部事業費

相続登記促進対策本部の予算額について令和6年度より682万円（47.30%）減額し、総務部事業費全体で757万円予算を削減する。

③助成金

一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会が受託する長期相続登記等未了土地解消作業の円滑処理に資するため、例年と同額の100万円を計上する。

(2) 一般会計の管理費支出に関する補足説明

①人件費及び職員福利厚生費

事務局職員の昇給を見込んで相当額を増額する。

②役員報酬

役員等手当支給規則に基づく役員報酬として、528万円を計上する。

③事務消耗費

COMPASS改修費用として583万円を計上し、事務消耗費全体で1252万円を予算額とする。

④会費及び交付金

連合会費及び支部交付金について、期中における個人会員の一時的な増加や法人会員の増加により、予算額を超える支出が生じる傾向にあるため、4月1日現在の会員数に一定人数を加算して予算額を算出することとした。

(3) 特別会計の支出に関する補足説明

①会館修繕特別会計

長期修繕計画に基づく大規模修繕工事、受変電設備更新工事費用として、1558万7000円を計上する。

②退職基金特別会計・自然災害対策特別会計・財務安定化基金特別会計

令和7年度より、これまで繰越金として計上していた金額について予備費に計上することとし、必要時に理事会承認等の手続きを経た上で支出できるようにした。

4. 支部会計との情報共有

源泉所得税納付手続きについて、各支部と情報を共有する。

《企画部》

1. 登記法研究業務に関する事業

(1) パブリックコメントへの対応

不動産登記法、会社法・商業登記法及びそれらの他関連法令に関する各パブリックコメントに適宜に対応し、また、その内容、結果等について会員に発信する。

(2) 不動産登記法研究に関する活動

① 民法・不動産登記法改正に関する対応

改正法施行後の実務に関し、研究及び情報収集を継続する。とりわけ、新たな財産管理人制度である所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度については、選任申立手続きや選任後の職務について、実践的内容を会員にフィードバックできる機会を設ける。

② 相続土地国庫帰属制度への対応

実務についての研究とともに、承認申請結果についての情報収集を行い、承認された土地と却下または不承認となった土地との差異等、会員の関心が高い事項について会員への情報公開に努める。

③ 行政主催の研修会等への対応

県・市町等が主催する研修会等については、引き続き講師派遣に応じ、行政との連携構築、司法書士の活用機会のアピール等の機会とする。

(3) 商業法人登記研究に関する活動

① 会員の商業法人登記受任促進のための研修等の企画

新入会員含むすべての会員が商業法人登記を受任しやすい環境をつくるため、株式会社の設立や役員変更等の基本的な内容の研修を本年度も企画する。また、持分会社や組織再編、外国籍の代表者による会社設立などの希少案件については、委員会内部での研究の上、会員向けに情報発信を行う。

② 司法書士認知度アップについての継続的な検討

商業・法人登記についての司法書士の認知度アップのための広報素材等について検討を継続する。

③ 事業承継に関する活動

静岡県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を構築し、会員の受任機会の増につなげるとともに、事業承継に必要な法令知識及び実務手続きを研修会等で会員に提供する。

④ デジタル化への対応

商業法人登記分野においても、定款等に関連する公正証書、事業者署名型電子署名等さらなる電子化の波が押し寄せることが想定されるため、すべての会員が対応可能となるよう研修会の開催等を行う。

2. 人権擁護に関する事業

(1) 県内児童養護施設等との連携

施設入所者である児童対象の法教育講座の開催等を企画する。

(2) ギャンブル依存症への対応

ギャンブル依存症について会員の理解を深め、対応に精通した会員の育成・名簿作成を目指す。また、ギャンブル依存症当事者への「動機づけ面接法」研修会を実施する。

(3) セクシャルマイノリティに関する対応

L G B T Qといったセクシャルマイノリティについて、人権に関する問題であると捉え、司法書士及び当会の関与の在り方について研究する。

(4) 障害者差別解消法改正についての会員研修の企画

障害者差別解消法改正を受け、研修会を企画する。

3. 司法書士法改正対策に関する事業

(1) 将来の司法書士法改正に向けた研究

令和元年の司法書士法改正では使命規定が創設された。戦後、司法書士法はほぼ10年ごとに大きな改正を経て現在に至っている。令和7年度司法書士法改正要望もまとめられたところである。次代の司法書士法改正に向け研究を行う。

4. 犯罪被害者支援に関する事業

(1) 「司法書士直通 被害者もあんしんダイヤル」

引き続き、自信をもって相談対応・受任のできる実務家が育つ場となりたい。当会が醸成してきたマインドを途切れることなく承継（憧憬）していくフィールドでありたい。

(2) 社会情勢の変化に対する柔軟な発想と機敏な行動

目に見える犯罪被害のみならず、事象に隠れている被害や、逆に被害に隠れている民事事件、家事事件をよく整理して受任イメージを把握する力を醸成する。その上で、ことが起きたら機敏に行動できる組織力を常に意識してこれを養う。

(3) 県警との関係

これまで相談の入口である警務部が本会を紹介するというスキームであったが、今後は、生活安全部との間に具体的な事件を刑事・民事両面においてワンストップで対応するスキームを模索することになった。細部の調整を密に行うことになる。

《広報部》

1. 広報事業

(1) ホームページ等の充実・管理運営

- ・ホームページにて、相続登記促進に資する情報発信を充実させるとともに、相続土地国庫帰属制度、空き家・所有者不明土地問題等への対応に関する情報を積極的に発信し、一般市民の方々に、これらの担い手が司法書士であることを認知していただくよう努める。
- ・災害や社会問題等に対する当会の姿勢を会長声明などにより発信し、市民とともにある法律家としての姿勢をより鮮明に打ち出す。
- ・当会の組織や事業報告等の更新を迅速に行い、信用のおける団体であることを印象付ける。
- ・SNS等を用いた情報発信をするとともに、会員の広報についても支援をする。

(2) 広報誌・本会通信等の発刊

- ・従来どおり定期発行を行う。
- ・広報誌は、行政機関等の関係機関や関連団体へ向けて配信する。

(3) 広告等の掲載

メディア、SNS、ホームページ、既存施設、その他の各種広告媒体等を活用した広報活動を、費用対効果を考慮しつつ実施する。

2. 法教育事業

(1) 法教育講座の開催

新成人、新社会人間近の高校生を主な対象とし、一般的な法律知識の提供のみならず、闇バイトや悪徳商法、詐欺、消費者被害問題などの情報提供も兼ねた法教育講座を行う。講座は、従来の高校生法律講座の開催方法に捉われず、より効果的な開催方法を検討していく。

大学生や社会人、小学生等に対しては、学校や外部団体（労福協、消費者団体等）からの要請があった際に、適宜の内容及び方法にて対応する。

(2) シニアクラブ等向け法律講座の開催

地域社会との連携を踏まえつつ、シニアクラブ、ボランティア団体、自治体等から要請があった際に、相続登記促進や空き家・所有者不明土地問題等に関する啓発に資する内容の講座を行う。

（3）児童養護施設での法教育活動の検討

児童養護施設での法教育活動については、拙速に考えず、引き続き施設や連絡団体との信頼関係の構築を図っていく。施設等から要請があった際には、人権擁護委員会や消費者問題対策委員会等とも連携し、対応する。

3. 対外事業推進事業

（1）外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との定期的な情報交換と交流

外部団体と交流・連携し、新しい制度や取り組み等の広報活動を行うとともに、他団体等の取り組みや活動を内部に周知する。

（2）外部団体と連携した各種合同相談会の運営等

外部団体と連携し相談会を開催し、幅広い層に司法書士の存在や役割等を周知する。また、地域社会に貢献する専門家であることを広報する。

4. 司法書士養成事業

（1）司法書士試験の受験生を増やすための事業

大学生、転職希望者、資格取得を検討中の人などに対し、司法書士の業務や活動に関する直接的な広報活動を行う。また、大学や資格予備校等と連携し、インターン受け入れ先や職場見学等の情報共有、ガイダンスや相談会の開催等を検討していく。

5. 次年度に向けての意見

（1）司法書士の認知度向上につながる広報活動を積極的に行いたい。

（2）社会における司法書士の役割についての広報活動を積極的に行いたい。

（3）他士業や他団体と合同での研修会や勉強会をこれまで以上に増やし、周辺業務や関連業務に関する理解を深めることで、司法書士の質や存在価値を向上させる活動を積極的に行いたい。

（4）未成年や高齢者などに対する関わり合いをより深め、市民生活の安全安心に寄与する活動を増やしていきたい。

（5）直接的に司法書士の受験者数及び静岡県司法書士会会員の数を増やす事業を行っていきたい。

《研修部》

1. 会員研修

(1) 単位制研修

相続登記促進事業の一環として、民法、不動産登記法関係の研修会は継続して実施する。商業法人登記、裁判業務、倫理、関係団体との共催による研修会も企画する。

WEB配信の業者委託については継続する。

(2) 年次制研修

年2回実施する。

(3) 支部との連携

研修会情報の共有を図る。

また、一定の単位数以上の研修会を開催した支部に対し助成金を交付し、会員にとって参加しやすい支部研修の企画促進を図る。

(4) 研修単位未取得会員への対応

会員は、1年度に12単位以上（うち、8単位以上は甲類、そのうち2単位以上は倫理研修）の研修単位の取得が義務付けられている。12月末を目途に取得単位数を集計し、所定の単位数に達していない会員に対して研修を受講するよう促す。前年度所定の単位を取得しなかった会員には、理由の説明を求める。

2. 新人研修

(1) 集合研修

中央新人研修、関東ブロック新人研修で扱わない分野を補い、司法書士実務に直結する内容の講義を実施する。集合形式での開催を継続する。

(2) 配属研修

日司連の委託事業である配属研修は、司法書士の職責及び社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論及び実務を身に付けることを目的として実施するものである。配属研修が充実したものとなるよう、受講対象者に対しては「新人研修説明会」、指導員に対しては「配属研修指導員ガイドンス」を実施し、配属研修の意義の確認や注意事項の説明等を行う。

《相談事業部》

1. 「司法書士総合相談センターしづおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが相談者にとって具体的な解決につながるよう一つ一つの相談に対して適切に対応していく。また、司法書士による解決を具現化するため、相談員に対してこれまで以上に直接受任や配てんすることを促していく。さらに、昨年度に引き続き相談センターの運営方法について検討する。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センター当番表の作成
- (3) 相談員増員に向けた相談員勧誘
- (4) 相談員体験制度の運営
- (5) 外部からの相談員派遣要請の対応
- (6) 相談センターの運営方法の見直しの検討
- (7) 他士業等との合同相談の実施・検討
- (8) その他各種相談会の実施

2. 静岡県司法書士会調停センターふらっとによる裁判外紛争解決事業

これまでと同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていく。また、「特定和解」制度の導入を含めた制度の周知徹底を図り、利用件数の増加に繋がる広報活動を行っていく。その他、弁護士の関与を受ける140万円超の民事事件や遺産分割等の家事紛争を対象とした裁判外での紛争解決を行う。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 広報活動

3. 消費者問題対策事業

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う。

- (1) 消費者生活相談員や消費者行政に関わる方を主な対象とした消費者問題シリーズ研修の実施
- (2) 消費者問題ネットワークしづおか、特定非営利活動法人しづおか消費者ユニオンとの連携事業
- (3) 会員の消費者問題相談室であるCCRの運営
- (4) 債務整理事件の処理に関する規則及び債務整理事件の処理に関する指針の改正の検討

4. 裁判業務推進事業

これまでと同様、静岡県司法書士会少額裁判費用援助制度によって会員が簡裁訴訟代理業務を受託できる環境を維持していく。

また、民事訴訟のIT化導入に向けて会員へ有益な情報を提供できるよう、裁判所との連携をはじめ関係機関からの情報収集に努めていく。